

# ロシアにおける物品デザインの商標的 保護



Baker & McKenzie – CIS, Limited

Galina Grishanova  
(弁護士)

Baker & McKenzie は、世界 47 カ国にオフィスを有する世界最大級の国際総合法律事務所である。その中で、1989 年にモスクワで設立された Baker & McKenzie – CIS, Limited は、現在 125 名の弁護士および 100 名以上のスタッフを擁し、ロシアおよびその他 CIS 諸国における業務を行っている。Grishanova 氏は、商標専門の弁護士として 18 年のキャリアを有している。

## 概説

ロシアにおいて、商標保護を含めた製品デザインの保護は、主としてロシア連邦民法第 VI 法典により規定されている。すべての種類の知的財産権に適用される一般規定は、第 69 章の総則に定められており、商標に関する個別の規定は第 76 章に含まれている。

特に製品デザインについて商標保護を取得しようとする問題が生じる可能性があるため、製品デザインの保護については、商標保護以外の代案を考慮しておくことが望ましい。こうした代替的な方法は、時として商標保護よりも効果的である場合がある。

## 関連法令の概要

### 民法第 VI 法典

#### 第 69 章 総則

#### 第 1229 条 排他的権利

#### 第 70 章 著作権法

#### 第 1255 条 著作権

#### 第 1259 条 著作権の客体

## 第72章 特許法

### 第1345条 特許権

### 第1352条 意匠の特許性に関する条件

## 第76章 法人、商品、制作物、サービスおよび事業の識別手段に関する権利

### 第2節 商標およびサービスマークに関する権利

#### 第1482条 商標の種類

#### 第1483条 商標の登録拒絶事由

### 競争の保護に関する連邦法第135-FZ号（2006年7月26日施行）

#### 第14.6条 混同の発生に関わる不正競争の禁止

## 関連法規

### 民法第VI法典第76章 第1477—1479条

商標もしくはサービスマークの法的保護は、法人もしくは個人事業者の出願に基づき、またはロシア連邦を締約国とする国際協定に基づき、当該商標もしくはサービスマークがロシア特許庁（ROSPATENT）に登録されることによって与えられる。ロシアは、「先願主義」を採る法域である。

### 民法第VI法典第76章 第1482—1483条

各種のパッケージングまたは製品デザインは、図形商標、立体商標もしくは両者の組合せとして登録することができる。商標は、いかなる色もしくは色の組合せによって登録することが可能である。

しかしながら、識別力を持たない標章や、もっぱら以下の要素のみから構成される標章は、商標登録することが認められない。

- 1) 特定種類の商品の標章として、一般的に使用されるに至っている要素
- 2) 一般に認められているシンボルおよび文言
- 3) 製品の特徴を示す要素（製品の型式、品質、数量、特性、用途、価額、製造もしくは販売の日時・場所・方法等を示す要素など）
- 4) もっぱらまたは主として製品の特性や使用目的によって定まる製品の形状を表現した要素

ただし、これらの要素は、支配的な要素でない限り、保護されない要素として商標に取り入れることができる。

以上の規定は、以下に該当する標章には適用されない。

- 1) 使用の結果として、識別力を獲得している標章。
- 2) 上記の要素から構成されているが、識別力を有する組合せを形成している標章。（この原則は、主としてラベルもしくはラベルを付した立体商標に適用される。）

## 考察

実際問題として、液体製品のボトル、容器、包装箱、包装材、錠剤/固形石けん/板チョコ/クッキーの形状などの製品デザインが、独創的なものでなく、それら製品の典型的な形状との間に実質的な差異が存在しない場合、ロシアの審査官は製品デザインに対する商標保護を拒絶することが多い。そのような製品デザイン

がパッケージングまたはラベルに表現されている場合、それらは審査官により拒絶されるのが普通であり、ロシアにおける商標保護の対象とはならない。

製品デザインが、商標としての法的保護を獲得し、拒絶理由を最終的に克服するための唯一の方法は、使用による識別力の獲得を立証することである。問題の製品デザインが識別力を獲得していることを示す証拠は、当該商標の出願日より前から、出願人がロシア連邦内において当該製品を製造販売していたことを立証するものでなければならない。

原則として、そのような証拠としては、当該デザインを採用した製品のサンプルや宣伝資料、問題となるデザインを表示した製品の販売データ、外国における当該商標の登録証コピー等が必要になる。できれば、当該デザインのロシア連邦内における認識度に関する市場調査結果もあった方が望ましい。商標の出願日より前から、ロシア連邦の平均的な消費者が当該デザインを出願人と関連づけていたという点を立証することが重要である。

### 商標保護に代わる選択肢

製品デザインに関する商標保護が疑問視される場合、以下のような代替的な保護手段を検討することができる。

#### (i) 著作権保護

民法第1259条に基づく著作権の対象の中には、デザインなどの芸術著作物も含まれる。著作物の価値や意味、その表現方法などは問われない。

著作権の発生、行使および保護に関して、著作物の登録や形式的要件の順守が要求されることはない。

この選択肢を利用するためには、利害関係者が以下のいずれかを保有していなければならない：(i)当該デザインが利害関係者自身によって創作されたか、別の

者が利害関係者に委託された業務を遂行する過程で創作したことを示す証拠；(ii) 権利者から著作権を取得したことを示す証拠。

## (ii) 意匠権保護

ロシア民法第 1352 条によれば、工業生産もしくは自家生産による製品は、意匠として保護される。

意匠は、その重要な特徴に関して新規かつ独創的なものでなければならない。ここでいう「重要な特徴」とは、物品の外観の審美的な細部を決定づける特徴のことであり、形態、形状、装飾、色および線による模様、物品の外形、当該物品を形成している材料の質感および仕上げ等が含まれる。もっぱら物品の技術的機能のみによって決定される特徴は、意匠により保護される特徴とは見なされない。

意匠が新規と見なされるのは、物品の外観に反映されるその重要な特徴の集合体が、当該意匠の出願日より前に世界各地で公衆に提供されていた情報から知りうるものでなかった場合である。

意匠が独創的と見なされるのは、その重要な特徴が当該物品の特徴の独創性によって示されている場合、特に、当該意匠の出願日より前に世界各地で一般に提供されていたデータに基づいて前記の特徴が既知でない場合である。情報に通じた消費者の眼に、同様の用途を持つ別の物品の外観が、当該物品の外観に見られる意匠と同様の全体的な印象を与えるか否かということである。

以上を要約すれば、製品デザインに関する保護の獲得という点で、意匠登録が商標登録以上に厄介な場合があることは極めて明白と思われる。

## (iii) 不正競争の禁止

製品または製品のパッケージングのデザインが商標登録されていない場合に、競業者がそれらを複製または模倣するのを防ぐ方法がもうひとつ存在する。

「競争の保護に関する連邦法」の14.6条2項によれば、ロシア連邦内の市場において、ある経済主体の行為（不作為を含む）の形態をとった不正競争行為が、これと競合する経済主体の活動に関して、または競合する経済主体が提供する商品もしくは役務に関して混同を生じさせる可能性がある場合、そのような行為は許容されない。以下のような行為は、特に禁じられている。

『競合する経済主体が市場に提供している製品、製品のパッケージング、ラベル、標章、色彩の組み合わせ、もしくは企業としての営業様式全体（特定の企業の営業形態、売り場やショーケースの体裁等の集合体）、または競合する経済主体またはその商品に個性を与えている要素を模倣もしくは模造する行為。』

このタイプの規制は、アメリカ合衆国においてランナム法（米国商標法）が保護するトレードドレスに非常によく似ている。

### 提言

商標出願しようとする製品デザインが、その識別力の面で、また ROSPATENT の審査基準に照らして、商標として登録可能かどうかを確認するため、ロシアの商標専門弁護士に相談することをお勧めする。製品デザインの商標としての識別力に対する審査官の判断は、その時々で変化する傾向があるためである。

また、製品デザインを商標として登録できる可能性は高くないが、以上に述べたように、ロシアにおいて製品デザインを保護するための選択肢は、商標保護以外にも考えられる。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)